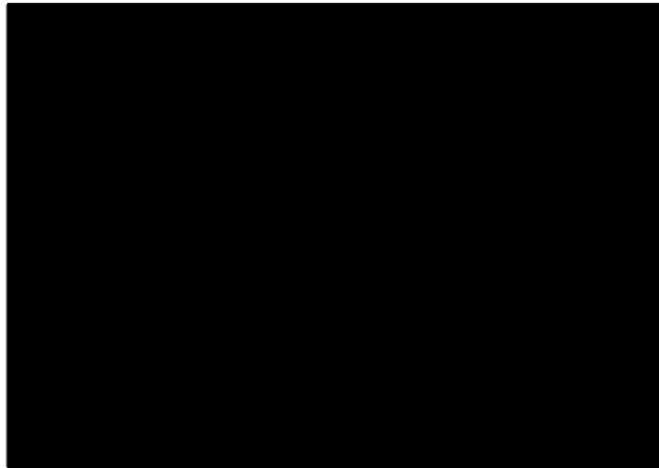


## 法令適用事前確認手続

### 照会書

平成30年10月16日

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課長殿



下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。ただし、照会者名及び代理人名並びにこれらの連絡先その他の照会者又は代理人を特定し識別し得る情報については公表を希望しません。

#### 記

##### 1 法令名及び条項

照会の対象となる法令の条項は、割賦販売法35条の17の2と、同第35条の17の8の規定です。

##### 2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

照会者は、次に記す全体像/決済フローのスキーム（以下「本スキーム」という。）を用いて、あるモバイル決済サービス（以下「A決済」という。）の加盟店獲得の事業を展開することを検討しています。

### 【本スキームの全体像】

当事者	当事者	契約の内容
外国の銀行（※1） ＝アクワイヤラー	A社	カード取扱契約を締結
A社（※2）	加盟店獲得会社（※3）	Aサービス契約を締結
加盟店獲得会社	加盟店（※4）	Aサービスの加盟店契約を締結
A社	利用者（※5）	Aサービス利用契約を締結

（※1）アクワイヤラーは、日本において割賦販売法に基づくカード取扱契約締結業者の登録を行わず、かつ、加盟店を選定する際の実質的決定権を有さない前提です。

（※2）A社は、国内外を含め、銀行免許を有しない前提です。また、日本の割賦販売法に基づくカード取扱契約締結業者の登録も、包括信用購入あっせんの登録も有しないとの前提で、かつ、加盟店の実質的決定権を有しない前提です。

（※3）決済代行会社や、照会者などです。加盟店の実質的決定権は、A社ではなく、加盟店獲得会社が有する前提です。

（※4）日本に所在し、日本において利用者に対する営業を行う加盟店である前提です。

（※5）利用者としては、外国（特に中国等）に居住する利用者を想定しています。

### 【本スキームにおける決済に際してのフロー】

本スキームの決済に際してのフローは以下のとおりです。但し、A決済のうち、Visa等のクレジットカードを利用した決済と関係する部分に限定して記載します。

- （1）外国の銀行（以下「イシューアー」という。）が、利用者にVisa等のブランドの付されたクレジットカードを発行します。
- （2）利用者は、A社の利用規約に承諾して、A社にアカウントを開設します。その際、A社からIDの付与を受け（以下、A社から付与されたIDを「A社ID」という。）、パスワードを設定します。
- （3）利用者は、（1）のクレジットカード番号、セキュリティコード、カードの有効期限、カード名義人の情報を登録します。かかる手続きにより利用者は、クレジットカード番号とA社IDの紐づけを行います。
- （4）決済方法①：利用者がA社IDと紐づけたクレジットカードによる決済を行う場合、利用者はA社から一回使いきりの利用が可能な（すなわち、利用の都度使えなくなる）QRコードの発行を受け、かかるQRコードを加盟店が読み取ることでA決済を開始します。16桁のクレジットカード番号は、加盟店に提示されません。

決済方法②：加盟店がA社からQRコードの発行を受け、利用者が専用のアプリを用

いて、これを読み取ることで利用者・加盟店間でA決済を開始します。16桁のクレジットカード番号は、加盟店に提示されません。

- (5) 決済方法①の場合：加盟店がQRコードを読み取った場合、当該QRコードと取引情報がA社に送信されます。これを受け取ったA社において、当該QRコードと紐づけて管理しているクレジットカードについて、加盟店から送信されてきた取引情報を基礎として、銀行（＝アクワイヤラー）に情報を連携し、（Visa等のカードブランドのルールに従って）クレジットカード決済として決済を実施します。

決済方法②の場合：利用者がQRコードを読み取った場合、利用者のA社IDと（取引情報を含む。）QRコードがA社に送信される。これを受け取ったA社において当該A社IDと紐づけて管理しているクレジットカード番号を用いて、QRコードから読み取った取引情報を基礎として、（Visa等のカードブランドのルールに従って）クレジットカード決済として決済を実施します。

- (6) 照会者は、A社の手数料（もし、あれば。）を控除された後の額をA社から受領し、照会者が課す加盟店手数料を控除の上、加盟店に、決済のための支払を行います。
- (7) イシューアは、利用者に対して、クレジットカードが利用されたものとして、請求を行います。
- (※) A決済に際しては、「利用者が、クレジットカードを用いて、A社発行の電子マネーを購入し、利用者がその購入した電子マネーを用いて加盟店での支払いを行う」などという技巧的な形は取られていないとの前提です。

### 3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

#### 【照会事項】

本スキームにおいて、照会者が想定するA決済の加盟店獲得業務を行うためには、照会者において、カード取扱契約締結業者の登録（割賦販売法35条の17の2）が必要でしょうか。また、本スキームにおいて、照会者が想定するA決済の加盟店獲得業務には、割賦販売法35条の17の8の適用はありますでしょうか。

#### 【問題の所在】

- (1) 本件の場合、クレジットカード番号自体は加盟店に提示されないため、割賦販売法35条の17の2における「クレジットカード等購入あつせん」の要件を満たすのが問題となります。

すなわち、「クレジットカード等購入あつせん」とは、「二月払購入あつせん」又は「包括信用購入あつせん」を指しますが、いずれにおいても、「カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知」して、決済を行うことが要件となっています所、本件の場合、クレジットカード番号自体の加盟店に対する「提示若しくは通知」はないため、当該要件を満たさないのではないかとと思われるからです。

(2) また、利用者として、海外に居住する利用者のみが想定されていれば、日本の割賦販売法を適用する必要がないのではないかとの意見も聞きます。

### 【自己の見解】

登録は必要と考えます。また、Aサービス加盟店獲得の業務について、加盟店契約調査等に係る割賦販売法35条の17の8の規定が適用されると考えます。

(上記見解を取る理由)

#### クレジットカード等購入あっせんへの該当性

「クレジットカード等購入あっせん」とは、①利用者に対して「カード等」の交付又は付与を行い、②利用者がそのカード等を提示・通知等した場合に、加盟店に代金相当額を（直接又はアクワイヤラー等を通じて）支払い、③利用者によるその代金相当額を請求する行為を指します。

本件では、イシューアの行為が、②の要件を満たすかが問題となりえますが、利用者が、A社に登録したクレジットカード番号を、利用者に代わって、直接又は間接に、イシューア銀行に通知していると評価できますので、②の要件も満たすと考えられます。

なお、仮に、本件について、②の要件を満たさないと解した場合、ウォレット取引等の同様な取引において、様々な不都合が生じるであろうと考えられます。

例えば、利用者は、ウォレット業者やA決済等が介在するカード決済取引について、抗弁の接続を主張できなくなりますし、アクワイヤラーも、A社も、加盟店獲得業者も、加盟店についての加盟店調査義務を負わないこととなり、割賦販売法に基づく規制の多くが、大きく潜脱されてしまいます。

以上からすれば、加盟店に対して、クレジットカード番号自体が通知されないとしても、クレジットカード等購入あっせんに該当しなくなる訳ではないと解されます。

#### クレジットカード番号等取扱契約締結業

クレジットカード番号等取扱契約締結業者とは、次の各号のいずれかに該当する者を行います（割賦販売法35条の17の2）。

- |   |
|---|
| <p>1 クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、自ら利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とするクレジットカード等購入あっせん業者</p> <p>2 特定のクレジットカード等購入あっせん業者のために、クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、当該クレジットカード等購入あっせん業者が利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者</p> |
|---|

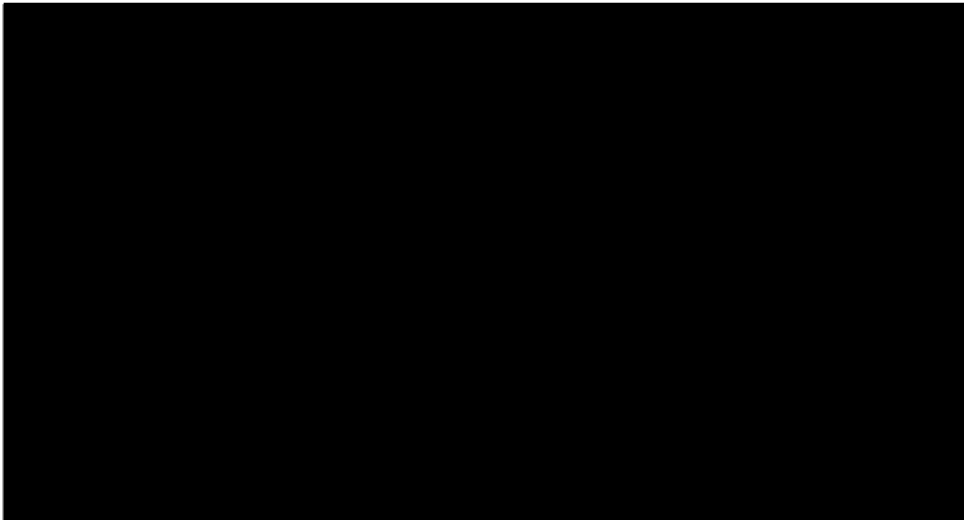
又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とする者

本件では、照会者が、A 決済の加盟店契約を、加盟店と締結することにより、当該加盟店において、クレジットカード決済（すなわち、クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供）が可能となること、また、加盟店の実質的決定権は、A 社にも、銀行（アクワイヤラー）にもなく、照会者にあることが前提事実とされていることから、照会者については、登録が必要となり、かつ、同法 35 条の 17 の 8 に基づく加盟店調査等の義務がかかると考えます。

#### 適用除外

包括信用購入あっせんとの関係では、割賦販売法 35 条の 3 の 60 で適用除外規定が設けられており、海外に居住する利用者に対する包括信用購入あっせんについては同法第 3 章の規定が適用されないとされていますが、本件で問題となる同法 35 条の 17 の 2 及び 35 条の 17 の 8 については、そのような適用除外の規定は設けられていません。

#### 4 連絡先



以上